

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目次

人委規則

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則.....

職員任用に関する規則の一部を改正する規則.....

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則.....

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則.....

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....

調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則.....

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則.....

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則.....

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則.....

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....

人委細則

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則.....

人委訓令

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令.....

人委告示

級別職務区分表に関する告示の一部改正.....

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

山口県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県人事委員会（以下「委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表臨床検査技師採用試験の成績の項の次に次のように加える。

理学療法士採用試験の成績	合格発表の日から一年	人事委員会事務局
作業療法士採用試験の成績	合格発表の日から一年	人事委員会事務局

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第四号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 理学療法士採用試験

八 作業療法士採用試験

第三十三条第二項中「看護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第三十五条の見出しを「（市町立学校事務職員等の採用の場合の特例）」に改め、同条中「の市町村」を「の市町」に、「市町村立学校事務職員等」を「市町立学校事務職員等」に改める。

別表の一の3及び4を次のように改める。

3 教育職給料表（一）

4 教育職給料表（二）

別表の二中「四級」を「三級」に改め、同表の五中12及び13を削り、14を12とし、15から18までを13から16までとする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

公益法人等への職員の派遣に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 公立大学法人山口県立大学

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第十九号とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条を削る。

第八条の見出しを「（教育職給料表（一）の適用範囲）」に改め、同条第一項中「教育職給料表（一）」を「教育職給料表（一）」に、「教育職給料表（二）」を「教育職給料表（二）」に改め、同条第二項及び第三項中「教育職給料表（一）」を「教育職給料表（一）」に改め、同条を第七条とする。

第九条の見出しを「（教育職給料表（二）の適用範囲）」に改め、同条第一項中「教育職給料表（二）」を「教育職給料表（二）」に改め、同項第一号中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条第二項及び第三項中「教育職給料表（二）」を「教育職給料表（一）」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「定」を「定め」に改め、同条を第九条とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中

職業能力開発校副校長	6 700
職業能力開発校訓練部長	

を削る。

別表知事の事務局の項中「総合政策局次長」を「総合政策局次長」に、「静和荘院長」を「こころの医療センター院長」に、「農業試験場長」を「農業試験場長」に、「下関水産振興局長」を「こころの医療センター院長」に、「農業大学校長」を「農業試験場長」に改め、「下関水産振興局長」を削り、「岩国土木建築事務所長、周南土木建築事務所長、山口土木建築事務所長、宇部土木建築事務所長、下関土木建築事務所長及び萩土木建築事務所長に限る」を、「防府土木建築事務所長及び美祢土木事務所長を除く」に、「危機管理室次長」を「岩国基地沖合移設対策室次長」に、「市町村合併岩国基地沖合移設対策室次長」を「岩国基地沖合移設対策室次長」に、「地域安心・推進室次長」を「岩国基地沖合移設対策室次長」に、「国体準備室次長」を「交通運輸対策室次長」に、「人権対策室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、「交通安全・安全推進室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、「交通運輸対策室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、「人権対策室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、「交通安全・安全推進室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、「交通安全・安全推進室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、「交通安全・安全推進室次長」を「交通安全・安全推進室次長」に、

「指導監査室次長」に、「静和荘副院長」を「こころの医療センター副院長」に、「松光園長」を「松光園長」に、大阪事務所次長（人事委員会の定めるものを除く。）に改め、「労政事務所長」を削り、「農林事務所部長」を「農林事務所部長」に、「農林事務所部長」を「農林事務所部長」に、「農林事務所部長」を「農林事務所部長」に、

「下関水産振興局次長（人事委員会の定めるものを除く。）」を削り、「岩国土木建築事務所長、周南土木建築事務所長、山口土木建築事務所長、宇部土木建築事務所長、下関水産振興局次長」を削り、「農業試験場花き振興センター所長」に改め、

「下関水産振興局次長（人事委員会の定めるものを除く。）」を削り、「岩国土木建築事務所長、周南土木建築事務所長、山口土木建築事務所長、宇部土木建築事務所長、下関水産振興局次長」を削り、「農業試験場花き振興センター所長」に改め、

関土木建築事務所長及び萩土木建築事務所長を除く」を「防府土木建築事務所長及び美
 祿土木事務所長に限る」に改め、「きらら浜開発室長」、「電子県庁推進室長
 県民活動推進室長
 青少年室長」
 、「主任用地監」及び「健康福祉センター支所長」を削り、

境保全室長
 境アセスメント室長
 の安心・安全推進室長
 護保険室長
 術管理室長
 水道室長
 繕室長
 営住宅室長

「静和荘事務所次長
 静和荘総看護師長」を「こころの医療センター事務局長
 こころの医療センター総看護師長」に、「大阪事務所次長」
 を「大阪事務所次長（人事委員会の定めるものに限る。）」に改め、「労政事務所次
 長」を削り、「農林事務所支所長」を「下関水産振興局次長（人事委員会の定める除
 ものに限る。）」に改め、「水産事務所次長（防府水産事務所次長を除く。）」
 を削り、同表教育委員会の事務部局の項中

「企画監
 教育事務局長
 図書館副館長」を「特別支援教育
 企画監
 図書館副館長」に改め、
 「教育企画室長
 国体準備室長
 調整監
 教育調整監
 教育指導監
 教育事務所次長」を「義務教育課分室長
 調整監
 図書館副館長（人
 ）」に改め、同表警察本部の項中「会計監査室長」を

「会計監査室長
 機動捜査隊長」に改め、同表大学の項を削り、同表中等教育学校の項を次のように改
 める。

中等教育 学校	校長	1/6
	教頭	1/60

県営下技介食環環

事務長

1/60

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部
 を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「町村」を「町」に改め、同項第三号中「もの」の下に「又は
 職員給与条例第十条の二の規定による地域手当の級地が五級地若しくは六級地とされる
 地域に所在する公署に置かれる職」を加え、同項第四号中「調整手当の支給区分が乙
 地」を「地域手当の級地が四級地」に改め、同項第五号中「調整手当の支給区分が甲
 地」を「地域手当の級地が一級地、二級地又は三級地」に改め、同条第二項を削る。
 第三条中「前条第一項に規定する職に採用された職員及び同条第二項」を「前条」に
 改める。

第四条第一号を次のように改める。

一 第二条に規定する職に同条各号に掲げる職の区分を異にして異動した職員
 第四条第二号中「第二条第一項に規定する職を占めることとなつた職員及び当該経過
 期間内に同条第二項」を「第二条」に改める。

別表中

1 項 職 員				
1 種	2 種	3 種	4 種	5 種

1 種				
1 種	2 種	3 種	4 種	5 種

を

に改め

25,200
24,600
23,700
23,100
22,500
21,900
21,300
20,600
20,300
19,900
19,300
18,500
17,600
16,900

号」を「第2条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に、「同項第5号」を「同条第5号」に改め、同備考3を同備考2に改め、

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

を削り、同表の備考2を削り、同備考3中「第2条第1項第1

2 項 職 員	
円	
50,000	
50,000	
50,000	
50,000	
50,000	
50,000	
50,000	
48,200	
46,400	
44,600	
42,800	
41,000	
39,200	
37,400	
35,600	
34,200	
32,800	
31,400	
30,000	
28,600	
27,200	
25,800	

調整手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第三条を次のように改める。

（地域手当の級地）

第三条 職員給与と条例第十条の二第二項及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第五条中「調整手当」を「地域手当」に、「第十八条第四項及び第五項」を「第十八条第三項及び第四項」に改める。

第六条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項の前の見出し中「調整手当等」を「地域手当等」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項中「次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合」を「百分の一」に改め、同項の表を削り、同項を附則第四項とする。

附則第六項を附則第五項とする。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

支 給 地 域	級 地
東京都特別区	一級地
大阪市	二級地
つくば市	三級地
広島市	四級地
福岡市	
岡山市	六級地

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（平成二十二年三月三十一日までの間における支給割合の特例）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第四百四号）附則第二十項の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第十条の二第二項各号及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第五百号）附則第十八項の規定により読み替えて適用される一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）第十二条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表の上欄に掲げる規定ごとに同表の中欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

規 定	支 給 地 域	支 給 割 合
職員給与と条例第十条の二第二項第一号及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項第一号	東京都特別区	百分の十三
職員給与と条例第十条の二第二項第二号及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項第二号	大阪市	百分の十一
職員給与と条例第十条の二第二項第三号及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項第三号	つくば市	百分の四
職員給与と条例第十条の二第二項第四号及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項第四号	広島市	百分の四
職員給与と条例第十条の二第二項第六号及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項第六号	福岡市	百分の七
職員給与と条例第十条の二第二項第六号及び学校職員給与と条例第十二条の二第二項第六号	岡山市	百分の三

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第二十項の規定により読み替えて適用される職員給与と条例第十条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「防府警察署柚野警察官駐在所」を「山口警察署柚野警察官駐在所」に改める。

別表第二中「防府警察署串警察官駐在所」を「山口警察署串警察官駐在所」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（税務手当）

第二条 条例第四条第一項に規定する業務は、納税義務者等に対する折衝その他これに類する業務とする。

（福祉業務手当）

第三条 条例第六条第一項に規定する業務は、現業の業務とする。

第三条の二を削る。

第四条を次のように改める。

（精神保健福祉業務手当）

第四条 条例第九条第一項第二号に規定する業務は、山口県精神保健福祉センター相談指導課に勤務する職員が従事する精神障害者及びその家族等に対して行う相談、指導等の業務とする。

第五条に次の一項を加える。

5 条例第十条第一項第四号に規定する職員は、山口県動物愛護センター指導課に勤務する獣医師とする。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十条第一項中「総合医療センター」を「山口県立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）」に、「静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。

第十条の二第二項第一号中「一月」を「一日」に、「六千九百円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「八百五十円」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を削る。

第十一条の見出しを「（漁業実習手当）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例第二十二條第一項に規定する作業は、山口県立水産高等学校に所属する船舶に乗り組んで行う実習指導に付随して行う作業とする。

3 条例第二十二條第二項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

第十條の二第二項第一号中「一月」を「一日」に、「六千九百円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「八百五十円」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を削る。

二 保健所に勤務すると畜検査員が従事すると畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四條に規定する獣畜のとさつ、解体等の検査又は食鳥検査員が従事する食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十五條に規定する食鳥検査

第十條の二第二項第一号中「一月」を「一日」に、「六千九百円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「八百五十円」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を削る。

第十一條の見出しを「（漁業実習手当）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例第二十二條第一項に規定する作業は、山口県立水産高等学校に所属する船舶に乗り組んで行う実習指導に付随して行う作業とする。

3 条例第二十二條第二項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

第十條の二第二項第一号中「一月」を「一日」に、「六千九百円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「八百五十円」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を削る。

第十一條の見出しを「（漁業実習手当）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例第二十二條第一項に規定する作業は、山口県立水産高等学校に所属する船舶に乗り組んで行う実習指導に付随して行う作業とする。

3 条例第二十二條第二項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

第十條の二第二項第一号中「一月」を「一日」に、「六千九百円」を「三百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「八百五十円」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を削る。

第十一條の見出しを「（漁業実習手当）」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例第二十二條第一項に規定する作業は、山口県立水産高等学校に所属する船舶に乗り組んで行う実習指導に付随して行う作業とする。

3 条例第二十二條第二項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 船長 一日につき 二千九百円
二 機関長 一日につき 二千四百円

三 通信長 一日につき 千九百円

四 一等航海士 一日につき 千九百円

五 一等機関士 一日につき 千七百円

六 二等航海士 一日につき 千六百円

七 二等機関士 一日につき 千六百円

八 その他の職員 一日につき 七百元

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条を削り、第十三条の二を第十三条とする。

第十五条第一項第一号を削り、同項第二号中「第二十九条第一項第二号に掲げる職員」を「第二十九条第一項第一号に掲げる作業」に改め、口を削り、イを口とし、口の前に次のように加える。

イ 総務部防災危機管理課に常時勤務する職員

第十五条第一項第二号八中「水産部漁政課」を「農林水産部水産振興課」に改め、同号中八をへとし、への前に次のように加える。

八 総合医療センターに常時勤務する職員で医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師及び診療エックス線照射の補助を命ぜられている職員であるもの

二 健康福祉部薬務課に常時勤務する職員

ホ 山口県立農業大学校、山口県畜産試験場又は山口県林業指導センターに常時勤務する職員

第十五条第一項第二号に次のように加え、同号を同項第一号とする。

ト 漁業取締船に常時乗り組む漁業監督吏員及び船員

第十五条第一項第三号中「第二十九条第一項第三号に掲げる職員」を「第二十九条第一項第二号に掲げる作業」に、「総務部消防防災課」を「総務部防災危機管理課」に、「第四項」を「第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十九条第一項第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項及び第三項の規定による完成検査（高圧ガスの製造のための施設及び第一種貯蔵所に係るものに限る。）、同法第二十二條第一項の規定による輸入検査並びに同法第三十五條第一項の規定による保安検査並びに同法第六十二條第一項の規定による立入検査

第十五条第三項中第三号を第六号とし、同号の前に次の三号を加え、同項を同条第二項とする。

三 エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又はこれを補助する作業

四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四條第五項の規定による司法警察員としての業務及びけん銃訓練

五 モーター・グレーダー、ブルドーザー、プロセッサ、グラブブル・ソー又は農耕作業用大型特殊自動車の運転作業で人事委員会の定める場所において行うもの

第十五条第四項中「第二十九条第一項第三号」を「第二十九条第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 条例第二十九條第二項第一号に規定する作業は、第二項第五号に掲げる作業とする。

第十五条第五項中「第二十九條第二項第三号」を「第二十九條第二項第二号」に、「前項」を「第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。
6 条例第二十九條第二項第一号に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号から第三号までに掲げる作業 一日につき 三百円
二 第二項第四号に掲げる作業 一日につき 千五百円
三 第二項第五号に掲げる作業 一時間につき 百二十円（農耕作業用大型特殊自動車の運転作業にあつては、百円）
四 第二項第六号に掲げる作業 一日につき 三百円（第一項第一号トの職員にあつては、五百円）

第十五条第七項を削り、同条第八項中「第二十九條第二項第三号」を「第二十九條第二項第二号」に改め、同項を同条第七項とする。

第十六条第一項中「職員が庁舎外において従事する業務で」を削り、「ものと」を「業務と」に改め、同条第二項を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九條第一項第一号中「警察本部」を「山口県警察本部（以下「警察本部」という。）」に、「及び少年警察補導員」を「少年警察補導員及び通訳」に改め、同項第五号中「警察署に在勤する」を「警察本部（刑事部捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所に限る。）又は警察署に勤務する」に改め、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 警察署に勤務する職員が従事する留置場に留置されている者の看守

第十九條第一項中第二十一号を第二十三号とし、第十二号から第二十号までを二号ず

つ繰り下げ、第十一号を削り、第十号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 潜水作業

第十九条第一項第九号中、「(留置場の看守の行うものを除く。)」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

九 警察警備船に常時乗り組む船長、航海士、機関長、通信長、通信士及びこれらに準ずる職務に従事する職員で海技免許を有するものが従事する当該警察警備船の運航に関する作業

十 警察本部警務部警務課に勤務する職員(自動車整備士に限る。)(が従事する警察用車両の整備作業

第十九条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一 前項第一号及び第二号に掲げる作業 一日につき 五百六十円(前項第一号に掲げる通訳が従事する作業にあつては、二百八十円)

二 前項第三号に掲げる作業 一日につき 四百二十円(高速自動車国道その他人事委員会の定める道路(以下、「高速自動車国道等」という。)(における作業にあつては、四百六十円)

三 前項第四号に掲げる作業 一日につき 三百四十円

四 前項第五号に掲げる作業 一日につき 三百円(現場その他事件に關係のある場所における作業にあつては、五百六十円)

五 前項第六号に掲げる作業 一日につき 三百四十円

六 前項第七号に掲げる作業 一日につき 二百四十円

七 前項第八号に掲げる作業 一日につき 三百円

第十九条第二項第十八号中、「前項第二十一号」を、「前項第二十三号」に改め、同号イ中、「前項第二十一号イ」を、「前項第二十三号イ」に改め、同号ロ中、「前項第二十一号ロ」を、「前項第二十三号ロ」に改め、同号ハ中、「前項第二十一号ハ」を、「前項第二十三号ハ」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号中、「前項第二十号」を、「前項第二十二号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中、「前項第十九号」を、「前項第二十一号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中、「前項第十八号」を、「前項第二十号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中、「前項第十七号」を、「前項第十九号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中、「前項第十六号」を、「前項第十八号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中、「前項第十五号」を、「前項第十七号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中、「前項第十四号」を、「前項第十六号」に改め、同号を同項第十一号とし、「(専従作業に限る。)(に従事する」を、「に従事した」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中、「前項第十一号から第十三号まで」を、「前項第十四号及び第十五号」に改

め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を削り、同項第八号中、「前項第九号」を、「前項第十一号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 前項第九号に掲げる作業 一日につき 三百五十円

九 前項第十号に掲げる作業 一日につき 二百五十円

第十九条第三項を削り、同条第四項第五号中、「第三十四条第三項第四号」を、「第三十四条第三項第五号」に改め、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加え、同号を同項第六号とする。

イ 死体を取り扱う作業(ロ及びハに掲げる作業を除く。)

第十九条第四項第四号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

五 条例第三十四条第三項第四号に規定する作業 次に掲げる作業

イ 潜水深度二十メートルまでの作業

ロ 潜水深度三十メートルまでの作業

ハ 潜水深度三十メートルを超える作業

第十九条第五項第四号中、「一体につき 二千五百円」を、「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

イ 前項第五号イに掲げる作業 一時間につき 三百十円

ロ 前項第五号ロに掲げる作業 一時間につき 七百八十円

ハ 前項第五号ハに掲げる作業 一時間につき 千五百円

第十九条第五項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

五 条例第三十四条第三項第五号に掲げる作業 次に掲げる額

イ 前項第六号イに掲げる作業 一体につき 千六百円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業にあつては、二千五百円)

ロ 前項第六号ロ又はハに掲げる作業 一体につき 二千五百円

第十九条第六項中、「同一月」を、「同一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中、「第四号まで、第六号から第八号まで及び第十一号から第十三号まで」を、「第十号まで、第十四号及び第十五号」に改め、「専従作業を除く。」及び「から第十一項まで」を削り、「第六項」を、「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中、「同一月」を、「同一日」に、「専従作業に限る。」と同項第十四号を、「第一号にあつては通訳が従事する作業を、第五号にあつては現場等における犯罪鑑識作業以外の作業を除く。」と同項第十六号」に、「第六項」を、「第五項」に、「第一項第十四号」を、「第一項第十六号」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十条及び第二十条の二を削り、第十九条の三を第二十条とする。

第二十一条第一項第一号中、「放射線取扱手当、有害薬物取扱等業務手当、病院等業

務手当及び衛生検査手当」を、「衛生検査手当及び特殊現場作業手当（第十五条第二項第三号に規定する作業に係るものに限る。）」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中、「第二十九条第一項第三号」を、「第二十九条第一項第二号に規定する作業及び第十五条第二項第五号」に改め、「特殊作業車運転手当」を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中、「の潜水手当」を、「の警察作業手当（条例第三十四条第三項第四号に規定する作業に係るものに限る。以下この項において同じ。）」に、「に係る潜水手当」を、「係る警察作業手当」に、「条例第二十三条第二項の表」を、「第十九条第四項第四号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十二条を次のように改める。

（支給日等）

第二十二条 特殊勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給日に給料の支給方法に準じて支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日において支給できないときは、その日後において支給することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（税務手当に関する経過措置）

2 一般職の職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第十七号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する職員は、徴収監とする。

（研究手当に関する経過措置）

3 改正条例附則第三項に規定する職員は、改正前の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第四条第一号から第六号までに掲げる職員とする。

4 改正条例附則第三項の規定の適用がある場合における研究手当の支給については、改正前の規則第四条の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の規定の適用がある場合における改正前の規則第四条第一号から第六号までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前の規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる期間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定 字句	読み替えられる 字句	期間の区分に従って読み替える字句
		この規則の施行平成十九年四月平成二十年四月平成二十一年四月の日から平成二十一年三月三十一日まで
		平成二十年三月三十一日まで
		平成二十一年三月三十一日まで
		平成二十二年三月三十一日まで

第四条第一号イ 保健技監	四万五千元	企画監	三万五千元	企画監	二万五千元	企画監	一万五千元	企画監	五千元
	四万円		三万二千元		二万四千元		一万六千元		八千元
第四条第一号ロ 及び第三号ロ	五万五千元	企画監	四万八千元	企画監	四万円	企画監	三万四千元	企画監	二万七千元
	六万円		五万二千元		四万四千元		三万六千元		二万八千元
第四条第一号ハ 及び第二号ハ、 第三号ハ、第四 号ハ、第五号ロ 及び第六号ロ	七万円	企画監	六万千元	企画監	五万二千元	企画監	四万三千元	企画監	三万四千元
	三万円		二万四千元		一万八千元		六千元		
第四条第二号イ、 第三号イ及び 第五号イ	四万五千元	企画監	三万五千元	企画監	二万五千元	企画監	一万五千元	企画監	五千元
	七万円		六万千元		五万二千元		四万三千元		三万四千元
第四条第四号イ 及び第六号イ	四万五千元	企画監	三万九千元	企画監	三万三千元	企画監	二万七千元	企画監	二万千元
	四万五千元		三万九千元		三万三千元		二万七千元		二万千元

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日 山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ及びロ中、「又は学校職員」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出しを「（特別管理職員）」に改め、同条中「及び学校職員給与と条例第十八条第二項」及び「又は学校職員給与と条例第二十一条の二第一項」を削る。

第五条の三第一項中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」に、「四級以上」を「三級以上」に、「級別職務区分表」に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号。以下「級別職務区分表」という。）に掲げる行政職給料表級別職務区分表の備考の規定により職務の級を四級とされた職を占める」を「級別職務区分表」に関する告示の一部改正に関する告示（平成十八年山口県人事委員会告示第一号。以下「山口県人事委員会告示第一号」という。）の規定により引き続きその職の属する職務の級の一級上位の職務の級に在級することができることとされた職員のうち三級に在級する」に改め、

同条第二項中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」に、「四級」を「三級」に改め、同条第三項中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」に改める。

第五条の四第一項中「及び学校職員給与と条例第十八条第六項」及び「又は学校職員給与と条例第二十一条の二第一項」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「第十八条第六項」を「第十八条第五項」に改め、同項第一号中「、同項第二号に掲げる学校職員」を削る。

第十四条中「各任命権者が」の下に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同条第一号中「百分の百五十」を「百分の百四十五」に改め、「及び学校職員給与と条例第十八条第二項の特別管理学校職員」を削り、「特別管理職員等」を「特別管理職員」に、「百分の百九十」を「百分の百八十五」に改め、同条第二号中「百分の八十（特別管理職員等）」を「百分の七十五（特別管理職員）」に、「百分の百」を「百分の九十五」に改める。

別表第一行政職給料表の項中「十一級及び十級」を「九級及び八級」に、「九級及び八級」を「七級及び六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級及び四級」を「三級」に改め、同表公安職給料表の項中「十級」を「九級」に、「九級及び八級」を「八級及び七級」に、「七級及び六級」を「六級及び五級」に、「五級及び四級

の職員並びに」を「四級の職員及び」に改め、同表教育職給料表（一）の項を削り、教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）の項中「教育職給料表（二）」を「教育職給料表（一）」に改め、同表の備考2を次のように改める。

2 山口県人事委員会告示第一号又は初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県人事委員会規則第二十号）附則第六項の規定（以下「特例規定」という。）により引き続きその職の属する職務の級の一級上位の職務の級に在級する職員に関するこの表の適用については、特例規定の適用はなかつたものとする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第四百号）附則第十六項から第十八項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第四百号）附則第十六項から第十八項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

職員の手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条から第五条の二まで」を「第二条の三」に改める。

第二条の二中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（基礎在職期間）

第二条の二 条例第五条の二第二項第十九号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 条例第七条の四第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

二 条例附則第二十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧公社の職員としての在職期間

三 条例附則第二十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十年三月三十一日までの旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての引き続きいた在職期間及び同年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

四 条例附則第二十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間

五 条例附則第二十七項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

六 条例附則第二十八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、平成十年十月二十一日までの事業団の職員としての在職期間及び同年二十二日以後の公団の職員としての在職期間

七 条例附則第三十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に

ついて職員としての引き続きいた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間

八 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年山口県条例第四十四号）

第十九条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続きいた在職期間とみなされる特定法人役職員としての在職期間
第三条の前に次の五条を加える。

（条例第六条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める休職月等）

第二条の四 条例第六条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱）

第二条の五 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、人事委員会の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定

める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続きいた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続きいた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

（職員の区分）

第二条の六 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のイ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第二条の七 第二条の六（第二条の五の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（その者の非違により退職した者）

第二条の八 条例第八条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第四条第四項各号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第八条の二第三号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条の六関係）

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	第二号区分
<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十四年十一月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第四十九号。以下「平成十四年十一月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例」という。）第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給又は六号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例等」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与条例」という。）の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員</p>

<p>第三号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第一号区分の項第二号及び第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p>	<p>員会の定めるもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（うち人事委員会の定めるもの）</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。）（うち人事委員会の定めるもの）</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第一号区分の項第二号及び第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。）（うち人事委員会の定めるもの）</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。）（うち人事委員会の定めるもの）</p> <p>七 平成十四年十一月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p>
--	--

<p>第五号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（うち人事委員会の定めるもの）</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（うち人事委員会の定めるもの）</p> <p>七 平成十四年十一月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p>	<p>第四号区分</p> <p>適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第五号及び第三号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第二号区分の項第六号及び第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>十 平成十四年十一月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p>
--	---

<p>第六号区分</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級若しくは五級であったもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p>	<p>用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であったものうち人事委員会の定めるもの又は六級であったもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの（第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表(五)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は三級であったもの（第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>十 平成十四年十一月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p>
---	--

<p>第七号区分</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であったもの</p> <p>七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の職員給与与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であったもの</p> <p>八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表(四)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの（第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の学校職員給与与条例の教育職給料表(五)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの（第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>十 平成十四年十一月以後平成十八年三月以前の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p>	<p>第八号区分</p> <p>者</p> <p>第一号区分から第七号区分までのいずれの職員区分にも属しないこととなる</p> <p>備考 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与与条例」という。）の適用を受ける職員については、第六号区分の項及び第七号区分の項中「医療職給料表(一)」とあるのは、「医療職給料表」と読み替えて適用する。</p>
<p>第一号区分</p> <p>四 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付職員採用等に関する条例（以下「平成十八年四月以後の職員給与与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員給与与に関する条例（以下「平成十八年四月以後の職員給与与条例」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成十八年四月以後の任期付研究員条例」という。）（第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給又は六号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p>

<p>第一号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与と条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第一号及び第</p>	<p>一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例又は学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の職員給与と条例等」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月一日以後適用されている学校職員給与と条例(以下「平成十八年四月以後の学校職員給与と条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>する条例(平成十四年山口県条例第五十号、以下「平成十八年四月以後の任期付職員条例」という。)</p> <p>第七号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給又は七号給の給料月額を受けていたもの</p>
<p>第四号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与と条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与と条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第五号及び第三号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号及び第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付職員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号及び第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p>	<p>第一号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与と条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与と条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与と条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与と条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与と条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>第三号区分</p> <p>一 二号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 平成十八年四月以後の学校職員給与と条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 平成十八年四月以後の任期付職員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p>

<p>第五号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち人事委員会の定めるものは五級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p>	<p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>十一 平成十八年四月以後の任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p>
--	---	--

<p>第七号区分</p> <p>一 平成十八年四月以後の職員給与条例等の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち人事委員会の定めるものは四級であつたもの(第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成十八年四月以後の職員給与条例等の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であつたもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級又は四級であつたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)</p> <p>十 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p>	<p>第六号区分</p> <p>六 平成十八年四月以後の職員給与条例等の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>七 平成十八年四月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>八 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるものは三級であつたもの(第五号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 平成十八年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち人事委員会の定めるものは三級であつたもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p>
---	---

<p>十 平成十八年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p>	<p>備考 学校職員給与条例の適用を受ける職員については、第六号区分の項及び第七号区分の項中「医療職給料表」^(一)とあるのは、「医療職給料表」と読み替えて適用する。</p>
<p>第八号区分</p>	<p>第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

別記第八号様式の表中「^(一)調 整 中」を「^(二)調 整 中」に改める。

別記第十六号様式中「^(三)調 整 中」を「^(四)調 整 中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項に規定する人事委員会規則で定める額)

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第十八号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項に規定する人事委員会規則で定める額は、改正条例附則第三項に規定する者が、人事委員会の定めるところにより、その者の職員以外の地方公務員、国家公務員、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員若しくは同法第十条第二項に規定する退職派遣者としての在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

(改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項に規定する人事委員会規則で定める額)

3 改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項に規定する人事委員会規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

(基礎在職期間に平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた教育職給料表^(一)の適用を受けていた期間が含まれる場合に関する経過措置)

4 退職した者の基礎在職期間に、平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日まで之間において適用されていた一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の教育職給料表^(一)の適用を受けていた期間が含まれる場合においては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号。以下この項において「条例」という。)第五条の二第二項第十九号に規定する人事委員会規則で定める在職期間とそれぞれみなして、条例第六条の四及び改正後の職員の退職手当の支給に関する規則第二条の五の規定を適用する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第八号の三中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則(平成十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「又はその日から一年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）第二十九条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第二項を削る。

第七条第二項中「当該市町村」を「当該市町」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務局の項中「局次長」を「局次長 危機管理監」に、「調整班長 危機管理室の室長及び室次長」を「調整班長」に、「秘書課の主幹 人事課」を「人事課」に、「及び主任」を「主任及び主任主事」に、「消防防災課」を「防災危機管理課」に、「の室長及び室次長 地域政策課のきらら浜開発室長 民間空港再開推進室」

を「、中山間地域づくり推進室、民間空港再開推進室及び団体準備室」に、「市町村課」を「市町村課」に、「市町村合併推進室」を「交通運輸対策室」に、「情報企画課の電子県庁推進室長 県民生活課の県民活動推進室長及び青少年室長 地域安心・安全推進室」を「地域安心・安全推進室、人権対策室」に、「及び国民文化祭推進室の室長及び室次長 環境政策課の環境保全室長及び環境アセスメント室長 生活衛生課の食の安心・安全推進室長 人権対策室及び国保医療指導室の室長及び室次長 高齢保健福祉課の介護保険室長 少子化対策推進室」を「、国民文化祭推進室、指導監査室」に、「交通運輸対策室及び技能五輪・アヒリンピック推進室」を「団体指導室及び流通企画室」に、「争訟班長及び技術管理室長 都市計画課の下水道室長 建築指導課の営繕室長 住宅課の県営住宅室長」を「争訟班長」に改め、

県立大学	学長 学部長 研究科長 教授（評議員のものに限る） 事務局の局長 次長及び庶務課長 教務部及び学生部の部長 附属図書館の館長及び事務長
------	---

健康福祉センター	所長 次長 部長 副部長 総務課長 支
----------	---------------------

健康福祉センター	所長 次長 部長 副部長 総務課長
----------	-------------------

労政事務所	所長 次長
-------	-------

農林事務所	所長 次長 部長 副部長 総務課長 支
農業試験場	場長 次長 部長 総務課長 分場長 試
農業大学校	校長 副校長 総務課長

農林事務所	所長 次長 部長 副部長 総務課長
下関水産振興局	局長 次長 総務課長

水産事務所	所長 次長 総務課長
下関水産振興局	局長 次長 総務課長
農業試験場	場長 次長 部長 総務課長 分場長 試験場長 農場長 所長
農業大学校	校長 副校長 総務課長

に改め、

を削り、同表

教育委員会の事務局等の項中「教育調整監 教育指導監 主査(教職員課を除く各課については、「を」を「教育政策課の主査(」に改め、「並びに」の下に「人事担当、」を加え、「に限る。）」教育政策課の主任(秘書担当及び人事担当)」を「に限る。）」及び主任(人事担当及び秘書担当)」に、「調整監、主幹、主任(学校人事担当、学校職員定数担当及び給与担当のものに限る。）」及び管理主事」を「教育調整監、主幹、主査、主任及び管理主事 福利課の主査(課の事務を総括するものに限る。)) 義務教育課(管理班、人事班及び各分室に限る。))の教育調整監、分室長、主幹、主査、主任(職員定数担当のものに限る。))及び管理主事 高校教育課(管理班及び人事班に限る。))の教育調整監、主査、主任(職員定数担当のものに限る。))及び管理主事 特別支援教育推進室の室次長及び主任(職員定数担当のものに限る。)) 社会教育・文化財課、人権教育課及び学校安全・体育課の主査(課の事務を総括するものに限る。))」に改め、

教育事務所 所長 次長 総務課長

を削り、

教育研修所 所長 次長

を

教育研修所 所長 次長

に改める。

青少年野外活動センター 所長 次長

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十三号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第四条第一号中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(一)」に改め、「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員にあつてはその者の属する職務の級の最高の号給、」を削り、「)にあつては、)にあつては、」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第4条関係)

教育職給料表(一)の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当月額給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5,000	5,400	10,700	17,100
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3	5,000	5,400	10,700	17,100
4	5,000	5,400	10,700	17,100
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7	5,200	5,700	11,100	17,500
8	5,200	5,700	11,100	17,500
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11	5,400	6,000	11,500	17,900
12	5,400	6,000	11,500	17,900
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15	5,600	6,300	12,400	18,300
16	5,600	6,300	12,400	18,300
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700

21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31	6,800	7,600	14,000	19,600
32	6,800	7,600	14,000	19,600
33	7,100	7,900	14,400	19,900
34	7,100	7,900	14,400	19,900
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38	7,400	8,300	14,800	20,200
39	7,400	8,300	14,800	20,200
40	7,400	8,300	14,800	20,200
41	7,700	8,900	15,100	
42	7,700	8,900	15,100	
43	7,700	8,900	15,100	
44	7,700	8,900	15,100	
45	8,000	9,300	15,500	
46	8,000	9,300	15,500	
47	8,000	9,300	15,500	
48	8,000	9,300	15,500	
49	8,300	9,700	15,900	
50	8,300	9,700	15,900	
51	8,300	9,700	15,900	
52	8,300	9,700	15,900	
53	8,600	10,500	16,300	
54	8,600	10,500	16,300	
55	8,600	10,500	16,300	
56	8,600	10,500	16,300	
57	8,800	10,900	16,700	
58	8,800	10,900	16,700	
59	8,800	10,900	16,700	
60	8,800	10,900	16,700	
61	9,100	11,300	17,100	
62	9,100	11,300	17,100	
63	9,100	11,300	17,100	
64	9,100	11,300	17,100	
65	9,400	12,100	17,400	
66	9,400	12,100	17,400	
67	9,400	12,100	17,400	
68	9,400	12,100	17,400	

再任教員以上の教育職

69	9,700	12,500	17,700	
70	9,700	12,500	17,700	
71	9,700	12,500	17,700	
72	9,700	12,500	17,700	
73	9,900	12,900	18,000	
74	9,900	12,900	18,000	
75	9,900	12,900	18,000	
76	9,900	12,900	18,000	
77	10,200	13,300	18,300	
78	10,200	13,300	18,300	
79	10,200	13,300	18,300	
80	10,200	13,300	18,300	
81	10,400	13,700	18,500	
82	10,400	13,700	18,500	
83	10,400	13,700	18,500	
84	10,400	13,700	18,500	
85	10,600	14,000	18,700	
86	10,600	14,000	18,700	
87	10,600	14,000	18,700	
88	10,600	14,000	18,700	
89	10,800	14,400	18,900	
90	10,800	14,400	18,900	
91	10,800	14,400	18,900	
92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94	11,000	14,700	19,100	
95	11,000	14,700	19,100	
96	11,000	14,700	19,100	
97	11,200	15,000	19,300	
98	11,200	15,000	19,300	
99	11,200	15,000	19,300	
100	11,200	15,000	19,300	
101	11,400	15,400	19,500	
102	11,400	15,400	19,500	
103	11,400	15,400	19,500	
104	11,400	15,400	19,500	
105	11,500	15,700	19,700	
106	11,500	15,700	19,700	
107	11,500	15,700	19,700	
108	11,500	15,700	19,700	
109	11,600	16,000	19,900	
110	11,600	16,000	19,900	
111	11,600	16,000	19,900	
112	11,600	16,000	19,900	
113	11,700	16,300	20,100	
114	11,700	16,300	20,100	
115	11,700	16,300	20,100	
116	11,700	16,300	20,100	

再任用教員	8,000	9,700	12,800	16,300
149		17,900		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,700		
142		17,700		
143		17,700		
144		17,700		
145		17,800		
146		17,800		
147		17,800		
148		17,800		
149		17,900		

別表第二 (第 4 条関係)

教育職給料表(一)の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当月額表

教育職の区分	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5,000 円	6,300 円	12,800 円	17,100 円
2	5,000	6,300	12,800	17,100

3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	20,200
39	7,400	9,700	16,300	20,200
40	7,400	9,700	16,300	20,200
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	

再任用教員以外の職員									
51	8,300	11,300	17,400						
52	8,300	11,300	17,400						
53	8,600	12,100	17,700						
54	8,600	12,100	17,700						
55	8,600	12,100	17,700						
56	8,600	12,100	17,700						
57	8,800	12,500	18,000						
58	8,800	12,500	18,000						
59	8,800	12,500	18,000						
60	8,800	12,500	18,000						
61	9,100	12,900	18,300						
62	9,100	12,900	18,300						
63	9,100	12,900	18,300						
64	9,100	12,900	18,300						
65	9,400	13,300	18,500						
66	9,400	13,300	18,500						
67	9,400	13,300	18,500						
68	9,400	13,300	18,500						
69	9,700	13,700	18,700						
70	9,700	13,700	18,700						
71	9,700	13,700	18,700						
72	9,700	13,700	18,700						
73	9,900	14,000	18,900						
74	9,900	14,000	18,900						
75	9,900	14,000	18,900						
76	9,900	14,000	18,900						
77	10,200	14,400	19,100						
78	10,200	14,400	19,100						
79	10,200	14,400	19,100						
80	10,200	14,400	19,100						
81	10,400	14,700							
82	10,400	14,700							
83	10,400	14,700							
84	10,400	14,700							
85	10,600	15,000							
86	10,600	15,000							
87	10,600	15,000							
88	10,600	15,000							
89	10,800	15,400							
90	10,800	15,400							
91	10,800	15,400							
92	10,800	15,400							
93	11,000	15,700							
94	11,000	15,700							
95	11,000	15,700							
96	11,000	15,700							
97	11,200	16,000							
98	11,200	16,000							
99	11,200	16,000							
100	11,200	16,000							
101	11,400	16,300							
102	11,400	16,300							
103	11,400	16,300							
104	11,400	16,300							
105	11,500	16,500							
106	11,500	16,500							
107	11,500	16,500							
108	11,500	16,500							
109	11,600	16,800							
110	11,600	16,800							
111	11,600	16,800							
112	11,600	16,800							
113	11,700	17,000							
114	11,700	17,000							
115	11,700	17,000							
116	11,700	17,000							
117	11,900	17,200							
118	11,900	17,200							
119	11,900	17,200							
120	11,900	17,200							
121	12,000	17,400							
122	12,000	17,400							
123	12,000	17,400							
124	12,000	17,400							
125	12,100	17,600							
126	12,100	17,600							
127	12,100	17,600							
128	12,100	17,600							
129	12,300	17,700							
130	12,300	17,700							
131	12,300	17,700							
132	12,300	17,700							
133	12,400	17,800							
134	12,400	17,800							
135	12,400	17,800							
136	12,400	17,800							
137	12,500	17,900							
138	12,500	17,900							
139	12,500	17,900							
140	12,500	17,900							
141	12,600								
142	12,600								
143	12,600								
144	12,600								
145	12,800								
146	12,800								

147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			
	8,000	9,700	12,800	16,300

附 則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第百五号）附則第十四項から第十六項までの規定による給料を支給される学校職員に関する第四条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第百五号）附則第十四項から第十六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十五号

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和三十五年山口県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第百五号）附則第十四項から第十六項までの規定による給料を支給される学校職員に関する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第百五号）附則第十四項から第十六項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の三中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

第二十二条の見出しを「（市町立学校職員に関する読替え）」に改め、同条中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に、「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第八号の三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

職員に関する規則施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会訓令第一号

職員に関する規則施行細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十六年山口県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

最短昇給期間の短縮	月	を削
-----------	---	----

る。

附則

この細則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県人事委員会訓令第一号

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程（昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

別表第一の2中「特別昇給」を「昇給」に改め、同表の13中「七級」を「五級」に改め、同表中25を削り、26を25とし、27から37までを26から36までとする。

別表第二中「（第十六条関係）」を「（第十五条関係）」に改める。

別記様式中「（第18条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（同表の2及び13に係る部分に限る。）は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県人事委員会告示第一号

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

この告示の施行の日に現に改正前の級別職務区分表に関する告示に掲げる行政職給料表級別職務区分表の備考、公安職給料表級別職務区分表の備考又は研究職給料表級別職務区分表の備考の規定により、その職の属する職務の級の二級以上の職務の級とされている職員については、改正後の級別職務区分表の規定にかかわらず、引き続き当該一級以上の職務の級に在級することができる。

平成十八年三月三十一日

山口県人事委員会

行政職給料表級別職務区分表二級の項を削り、同表三級の項中「三級」を「二級」に改め、同表四級の項中「四級」を「三級」に改め、

大学の事務	主任 主任司書 主任主事	を削り、同表五
-------	--------------------	---------

級の項を削り、同表六級の項中「六級」を「四級」に改め、「事務専門員」を削り、「農業大学校部長」「林業指導センター研修部長」「水産事務所次長（防府水産事務所次長に限る。）」「農業大学校部長」「水産事務所次長（防府水産事務所次長に限る。）」を「農業大学校部長」「林業指導センター研修部長」に改め、「教育事務所課長」及び「下関第一高等学校事務長」

を削り、「萩高等学校事務長」の下に「下関中等教育学校事務長」を加え、「教育研究所総務課長」を「教育研究所総務課長」に改め、

大学の事務	課長 事務長 主査	を削り、「五
-------	-----------------	--------

級」を「三級」に改め、同表七級の項中「七級」を「五級」に、「六級」を「四級」に改め、同表八級の項中「八級」を「六級」に改め、「危機管理室次長」を削り、「きらら浜開発室長」を「中山間地域づくり推進室次長」に、「市町村合併推進室次長」を

「国体準備室次長」に、「電子県庁推進室長」を
 「交通運輸対策室次長」に、「県民活動推進室長」を
 青少年室長
 地域安心・安全推進室次長
 人権対策室次長

「環境保全室長」を「指導監査室次長」に、
 「環境アセスメント室長」を「交通運輸対策室次長」に、
 「食の安心・安全推進室長」を「技術五輪・アピリ」
 人権対策室次長
 国保医療指導室次長
 介護保険室長
 少子化対策推進室次長
 営繕室長
 県営住宅室長

「保健技監」を「指導監査室次長」に、
 「農林技監」を「指導監査室次長」に、
 「水産技監」を「指導監査室次長」に、
 「土木技監」を「指導監査室次長」に、

「団体指導室次長」に改め、「主任用地監」、
 「流通企画室次長」を「主任用地監」、
 「農林技監」及び
 「土木技監」

「静和荘事務所局長」を「このころの医療セン」
 「静和荘事務所局長」を「このころの医療セン」

「農林事務所支所長」を「このころの医療セン」
 「農業試験場次長」を「このころの医療セン」
 「農業大学校副校長」を「このころの医療セン」
 「農林事務所支所長」を「このころの医療セン」
 「農業試験場次長」を「このころの医療セン」
 「農業大学校副校長」を「このころの医療セン」

「下関水産振興局次長」を「このころの医療セン」
 「水産事務所次長」を「このころの医療セン」
 「水産事務所次長」を「このころの医療セン」

「下関水産振興局次長」を「このころの医療セン」
 「水産事務所次長」を「このころの医療セン」
 「水産事務所次長」を「このころの医療セン」

「岩国土木建築事務所長」を「このころの医療セン」
 「周南土木建築事務所長」を「このころの医療セン」
 「山口土木建築事務所長」を「このころの医療セン」

「宇部土木建築事務所長」を「このころの医療セン」
 「下関土木建築事務所長」を「このころの医療セン」
 「萩土木建築事務所長」を「このころの医療セン」

「防府土木建築事務所長」を「このころの医療セン」
 「防府土木建築事務所長」を「このころの医療セン」
 「防府土木建築事務所長」を「このころの医療セン」

「特別支援教育推進室次長」を「このころの医療セン」
 「企画監」を「このころの医療セン」
 「義務教育課分室長」を「このころの医療セン」
 「教育指導監」を「このころの医療セン」
 「調整監」を「このころの医療セン」
 「教育企画」
 「国体準備」
 「調整監」

「下関中等教育学校事務長」を「科学捜査研究所長」
 「下関中等教育学校事務長」を「科学捜査研究所長」
 「下関中等教育学校事務長」を「科学捜査研究所長」

「大学事務」を「科学捜査研究所長」
 「大学事務」を「科学捜査研究所長」
 「大学事務」を「科学捜査研究所長」

「総合政策局」を「科学捜査研究所長」
 「総合政策局」を「科学捜査研究所長」
 「総合政策局」を「科学捜査研究所長」

「岩国土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「岩国土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「岩国土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「周南土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「周南土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「周南土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「下関土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「下関土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「下関土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「萩土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「萩土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「萩土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」
 「防府土木建築事務所長」を「科学捜査研究所長」

ろろろ
ののの
医療医療医療
センターセンターセンター
ターターター
部副院長
長院長
に改める。

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)